

坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱について

【1】目的

地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保し、震災に強いまちづくりを促進するため、緊急輸送道路沿道の共同住宅・建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替えに要する費用の一部を補助します。

【2】補助対象建築物等

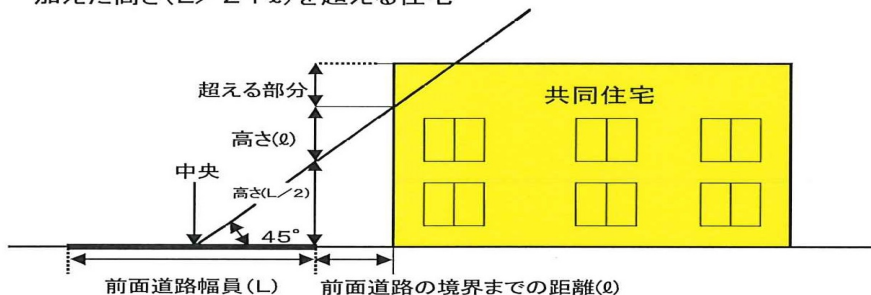
- (1) 市内の人口集中地区（DID 地区）において、昭和 56 年 5 月 31 日以前(旧耐震基準で建設)に建てられ、地震により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある共同住宅・建築物を対象とする
※一戸建て住宅、長屋建て住宅は対象外です。
- (2) 建築基準法に適合しているもの
- (3) 耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (4) 補助を受ける者に市税の滞納がないこと
- (5) その他補助の対象となるものは（表 1）による

（表 1）

の マ ン シ ョ ン 以 外 共 同 住 宅	以下の全ての要件に該当するもの (A) 共同住宅および併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のもの） (B) 共同住宅のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路の幅員の 1/2 に相当する距離を加えたものを超えるもの【図 1 参照】
マ ン シ ョ ン ・ 建 築 物	以下の全ての要件に該当するもの (A) 建築物およびマンション（共同住宅のうち耐火構造または準耐火構造であって延べ面積が 1,000 m ² 以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの） (B) 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の政令に定める建築物【図 2 参照】

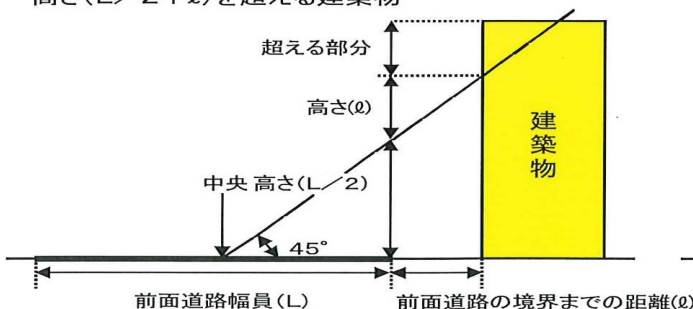
【 図 1 】 共同住宅の場合

前面道路の幅員(L)の 1/2 に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える住宅

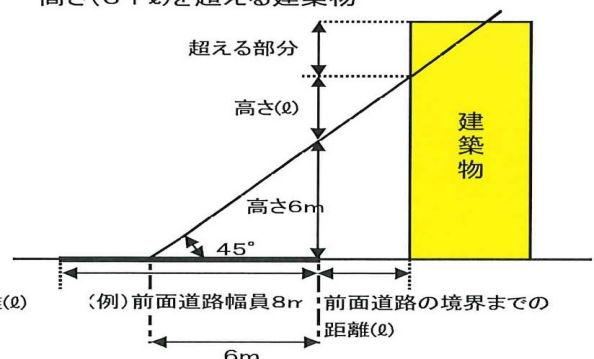


【 図 2 】 建築物の場合

①前面道路幅員が12mを超える場合は幅員(L)の 1/2 に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合6mに前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(6+ℓ)を超える建築物



坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業の概要について

1	<p>施行者（建物所有者等）は、耐震対策事業を実施する前に、耐震対策に係る事業計画書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 1 号 様式第 2 号</p>
2	<p>坂出市は、事業計画書を審査し、適正な場合は事業計画承認通知書により施行者に通知します。</p>	
3	<p>通知を受けた施行者は、必要書類を添えて補助金交付申請書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 4 号 様式第 5 号</p>
4	<p>坂出市は、補助金交付申請書を審査し、適正な場合は補助金交付決定通知書により施行者に通知します。</p>	
5	<p>施行者は、耐震対策事業に着手するときは、着手届を坂出市に提出してください。 ※必ず、交付決定通知を受けてから契約・着手してください。 事前に着手している場合は補助金を交付することができません。</p>	<p>様式第 7 号</p>
6	<p>坂出市は、耐震改修等補助事業において中間検査を実施することができる。この場合施行者は、中間検査申請書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 8 号</p>
7	<p>施行者は、耐震対策事業の内容を変更するときは、補助金交付変更申請書または事業内容変更承認申請書を、事業を中止（廃止）するときは、事業中止（廃止）承認申請書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 9 号 様式第 10 号 様式第 13 号</p>
8	<p>坂出市は、補助金交付変更申請書または事業内容変更承認申請書を審査し、適正な場合は、交付変更決定通知書または事業内容変更承認通知書により、施行者に通知します。</p>	
9	<p>施行者は、耐震対策事業が予定の期日までに完了しないときは、完了期日変更報告書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 14 号</p>
10	<p>施行者は、耐震対策事業が完了したときは、完了の日から 20 日を経過した日または 2 月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 15 号</p>
11	<p>坂出市は、完了実績報告書を審査し、適正な場合は補助金額の確定通知書により、施行者に通知します。</p>	
12	<p>通知を受けた施行者は、速やかに補助金交付請求書を坂出市に提出してください。</p>	<p>様式第 18 号</p>
13	<p>坂出市は、正当な請求のあった施行者に補助金を交付します。ただし、申請に疑義があるときは補助金交付取消や補助金返還請求が行われることがあります。</p>	

問合せ・申込み先：坂出市建設課 TEL 44-5011